国港総第620号 平成30年3月28日

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長(公印省略)

「数値の算定及び等級の格付け要領」の一部改正について

標記について、下記の通り改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○数値の算定及び等級の格付け要領(昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号)

改正後

(客観的事項の審査項目)

第3条 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営規模
- (2) 経営状況
- (3) 技術力
- (4) その他の審査項目(社会性等)
- イ 次に掲げる労働福祉の状況
- ① 客観的事項の審査基準日における雇用保険加入の有無(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第7条の規定による届出を行っているか否かをいう。)
- ② 客観的事項の審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無(健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 24 条の規定による届出及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条に規定する届出を行っているか否かをいう。)
- ③ 客観的事項の審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第6章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。)
- ④ 客観的事項の審査基準日における退職一時金制度導入の有無(労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、同条第2項の退職手当に関する事項についての規則が定められているか否か、中小企業退職金共済法第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条第1項

(客観的事項の審査項目)

第3条 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

正

前

改

- (1) 経営規模
- (2) 経営状況
- (3) 技術力
- (4) その他の審査項目(社会性等)
- イ 次に掲げる労働福祉の状況
- ① 削除
- ② 削除
- ③ 客観的事項の審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第6章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。)
- ④ 客観的事項の審査基準日における退職一時金制度導入の有無(労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、同条第2項の退職手当に関する事項についての規則が定められているか否か、中小企業退職金共済法第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条第1項

に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業について共済契約を締結しているか否かをいう。)又は客観的事項の審査基準日における企業年金制度の導入の有無(厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき厚生年金基金を設立しているか否か、法人税法(昭和40年法律第34号)附則第20条に規定する適格退職年金契約を締結しているか否か、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第2条第1項に規定する確定給付企業年金の導入を行っているか否か、又は確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金の導入を行っているか否かをいう。)

⑤ 客観的事項の審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無 (公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全 日本火災共済協同組合連合会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会又 は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負 人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を締結しているか否か をいう。)

口~リ(略)

2~3(略)

(客観的事項の審査項目の審査数値)

- 第3条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観的事項の各審査項目に 対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。
 - (1)~(4)(略)
 - (5) その他の審査項目;次のイからリまで定める数値を合計し、その数値を次の算式により算出した数値とする。

に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業について共済契約を締結しているか否かをいう。)又は客観的事項の審査基準日における企業年金制度の導入の有無(厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき厚生年金基金を設立しているか否か、法人税法(昭和40年法律第34号)附則第20条に規定する適格退職年金契約を締結しているか否か、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第2条第1項に規定する確定給付企業年金の導入を行っているか否か、又は確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金の導入を行っているか否かをいう。)

⑤ 客観的事項の審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無 (公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全 日本火災共済協同組合連合会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会又 は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。)

口~リ(略)

2~3 (略)

(客観的事項の審査項目の審査数値)

- 第3条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観的事項の各審査項目に 対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。
 - (1)~(4)(略)
 - (5) その他の審査項目;次のイからリまで定める数値を合計し、その数値を次の算式により算出した数値とする。ただし、数値が0に満たない場合は0とみなす。

算式 イ~リまでの合計値×10×190/200

イ 労働福祉の状況の数値

次の算式により算出した点数とする。

算式 Y1×15-Y2×40

Y 1;第3条第1項第4号イの<a>3から<a>5<a>までの各項目のうち加入又は<a>導入されている件数

Y 2; 第3条第1項第4号イの①から②までの各項目について加入を していないとされた件数 算式 イ~リまでの合計値×10×190/200

イ 労働福祉の状況の数値

次の算式により算出した点数とする。

算式 Y1×15

Y 1; 第3条第1項第4号イの<u>4から⑥</u>までの各項目のうち加入又は 導入されている件数

附則(平成29年3月14日付け国港総第519号)

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格 審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則(平成30年3月28日付け国港総第620号)

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示 (平成 29 年 国土交通省告示第 1196 号) による改正前の審査基準による経営 事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおり とする。

附則(平成29年3月14日付け国港総第519号)

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

(新設)

別表8 (第3条の2第1項第5号ハ関係-防災活動への貢献の状況の数値)

| 防災協定締結の有無 | 点 | 数 |
|-----------|----|----------|
| 有 | 20 | <u>0</u> |
| 無 | 0 | |

別表8 (第3条の2第1項第5号ハ関係-防災活動への貢献の状況の数値)

| 防災協定締結の有無 | 点数 |
|-----------|-----------|
| 有 | <u>15</u> |
| 無 | 0 |

別表13 (第3条の2第1項第5号ト関係-建設機械の保有状況の数値)

| 建設機械の所有及びリース台数 | 点数 |
|----------------|----------------------|
| 15 台以上 | 15 |
| 14 台 | <u>15</u> |
| 13 台 | <u>14</u> |
| 12 台 | <u>14</u> |
| 11 台 | <u>13</u> |
| 10 台 | <u>13</u> |
| 9 台 | <u>12</u> |
| 8 台 | <u>12</u> |
| 7 台 | <u>11</u> |
| 6 台 | <u>10</u> |
| 5 台 | <u>9</u> |
| 4 台 | 9 8 |
| 3 台 | <u>7</u> |
| 2 台 | <u>6</u> |
| 1 台 | <u>6</u> <u>5</u> |
| 0 台 | 0 |

別表13 (第3条の2第1項第5号ト関係-建設機械の保有状況の数値)

| 建設機械の所有及びリース台数 | 点数 |
|----------------|----------------------|
| 15 台以上 | 15 |
| 14 台 | <u>14</u> |
| 13 台 | <u>13</u> |
| 12 台 | <u>12</u> |
| 11 台 | <u>11</u> |
| 10 台 | <u>10</u> |
| 9 台 | <u>9</u> |
| 8 台 | <u>8</u> |
| 7 台 | <u>7</u> |
| 6 台 | <u>6</u> |
| 5 台 | <u>6</u> <u>5</u> |
| 4 台 | <u>4</u> |
| 3 台 | <u>3</u> |
| 2 台 | <u>2</u> |
| 1 台 | <u>1</u> |
| 0 台 | 0 |

別表14 (第3条の2第1項第5号チ関係-国際標準化機構が定めた 規格による登録状況の数値)

| 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 | 点 | 数 |
|-----------------------|---|---|
| 第9001号及び第14001号の登録 | 1 | 0 |
| 第9001号の登録 | ; | 5 |
| 第14001号の登録 | 5 | |
| 無 | (|) |

別表14 (第3条の2第1項第5号チ関係-国際標準化機構が定めた 規格による登録状況の数値)

| 建設機械の所有及びリース台数 | 点数 |
|----------------|----|
| 15 台以上 | 15 |
| 14 台 | 14 |
| 13 台 | 13 |
| 12 台 | 12 |
| 11 台 | 11 |
| 10 台 | 10 |
| 9 台 | 9 |
| 8 台 | 8 |
| 7 台 | 7 |
| 6 台 | 6 |
| 5 台 | 5 |
| 4 台 | 4 |
| 3 台 | 3 |
| 2 台 | 2 |
| 1 台 | 1 |
| 0 台 | 0 |